

内閣審議官及び内閣参事官の公募について

令和8年4月17日

内閣官房副長官補付の内閣審議官ポスト及び内閣参事官ポストについて、高い能力を有する職員を出身府省の壁を超えて登用するため、オール霞が関での公募による候補者の選考を行うこととする。

1 公募する職員

内閣審議官（部長級） 4名

内閣参事官（課長級） 1名

2 職務内容

別紙のとおり

3 任期等

別紙のとおり

4 応募資格

各府省庁の職員

- ・内閣審議官：部長級以上の職員に加え、課長級の職員の応募も可能とする。
- ・内閣参事官：課長級以上の職員に加え、室長級・課長補佐級の職員の応募も可能とする。
- ・職種、年齢は問わない。

5 応募及び選考の手順

- (1) 応募者は、所属する各府省庁の人事担当課を通じて、5月8日（金）までに内閣官房副長官補（室）人事担当あて応募するものとする。
- (2) 応募の際には、略歴（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
- (3) 内閣官房副長官補（室）において書類選考及び面接の上候補者を決定する。

【本件問い合わせ先】
内閣官房副長官補（室）人事担当
電話 5253-2111（代表）

【別紙 1】

公募する内閣審議官（技術的課題支援調整担当）の職務内容

国土強靱化、地域活性化、日本の魅力発信などの課題に対応するため、政府一丸となって取り組むべき施設整備ニーズや建築技術に関連する施策の推進の重要性が増加する中、主に技術的側面から関係府省庁の取組を支援及び調整し、関係するプロジェクト・施策の政策効果を最大限に発揮させるため、以下の業務に取り組む。

1 施設整備を伴う重要プロジェクトの推進

首里城復元、国立劇場再整備、グローバルスタートアップキャンパス拠点整備、国際的な博覧会場整備など迅速で着実な実現が必要な重要プロジェクトについて、その円滑かつ効率的な推進を図るため、整備の様々なプロセスにおいて必要となる技術的な支援を行いつつ、関係府省庁・関係機関の横断的調整及び進捗管理等を行う。

2 建築技術に関連する新たな課題への対応

建築物LCA(ライフサイクルアセスメント)、防災・減災、大規模地震など災害時の復旧支援、新たな木材技術活用や土地利用転換等による地域活性化の推進などの建築技術に関連する様々な課題に対応するための諸施策を効率的・効果的に推進するため、関係府省庁・関係機関の横断的調整等を行う。

(求められる能力)

- ・施設整備プロジェクトや建築技術に関連する施策の推進に関する行政経験
- ・関係府省庁、関係機関、地方公共団体及び産業界、有識者等との高度な総合調整能力
- ・施策推進のための戦略の企画立案能力
- ・建築関連法令の他、建築関係施策や技術の動向等にかかる深い知見

(任期)

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙2】

公募する内閣審議官（行政改革・効率化推進事務局次長）の職務内容

行政改革・効率化推進事務局では、国民本位で時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行政事業レビュー、EBPM、調達改善など幅広い分野で行政改革の取組を進めている。今回公募する事務局次長は、主に以下の業務に取り組む。

1 EBPMの推進

社会の複雑化や環境の変化が進む中、我が国の行政が時代の変化に柔軟に対応し役割を果たすためには、各府省庁の政策プロセスの中に、データ等のエビデンスに基づき機動的に政策を立案・改善するというEBPMを根付かせ、政府全体として政策の質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、行政改革推進会議のEBPM推進委員会において、各府省庁に対し、行政事業レビューにおけるEBPMの実践などの取組方針を示すとともに、各府省庁の取組を支援するため、関連するシステムやAIなどの最新技術も活用しつつ、各種ガイドブックや優良事例の提供、有識者の派遣等の取組を進める。

取組に当たっては、内閣府、デジタル庁、総務省等と緊密に連携することにより、政策の質の向上を図る取組が政府全体として効果的に推進されるよう配意する。

2 その他の行政改革の推進

内閣官房及び内閣府が重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう内閣官房及び内閣府の業務見直しを推進するとともに、政府関係機関の地方移転に取り組む。

独立行政法人の役員公募手続の適正性の確保など、累次の行政改革に関する政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、国民の意見・要望を踏まえた行政の改善を進める。

【別紙2】

(求められる能力)

- ・ E B P M、行政評価、業務改革等に関する深い知見
- ・ 施策の推進に関する企画立案能力
- ・ 有識者や各府省庁に対する説明能力及び高い調整能力
- ・ 課題に的確に対応するための統率力及びマネジメント能力

(任期)

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙3】

公募する内閣審議官（地域未来戦略本部事務局審議官）の職務内容

高市内閣では、農村漁村・中山間地域をはじめ、47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある強く豊かな日本列島を目指し、強い地域経済を構築する「地域未来戦略」を、地域未来戦略本部において推進している。

このため、従来の地方創生の取組に加え、政府が一步前に出て、地域外で稼ぐ、戦略産業クラスター、地域産業クラスター及び地域産業に対する支援である「政策パッケージ」を盛り込んだ全体戦略としての「地域未来戦略」を6月に取りまとめることとしている。

地域未来戦略本部事務局は、同本部の事務局機能を担うとともに、地域未来戦略に基づく施策を企画立案、推進することが求められている。

このような状況の中、専門的かつ集中的な対応が必要な、以下の業務に取り組む。ただし、業務の状況を踏まえ、以下に掲げるもの以外の地域未来戦略本部事務局の業務について取り組んでいただくことが有り得る。

1. 地域未来戦略の推進及び実現に向けた機運醸成と社会実装の横展開等

全国津々浦々で地域未来戦略を力強く進めていくためには、地方公共団体、民間企業、個人など様々な主体の意欲や広く国民全体の関心を高め、様々な主体が積極的に取組に参画してもらえるような環境整備が必要である。また、地方の創意工夫に基づく独自の取組で地域の課題を解決し、成果を上げているものを、他の地域が試行・応用できるよう、積極的に横展開することにより、全国の類似課題の解決の加速化を図ることも求められる。

地域未来戦略の推進及び実現に向けてこうした全国的な機運を醸成していくため、施策の目的や重要性について、各種イベント、メディア等を通じた露出機会を高めるなど、様々な機会を通じて官民の関係者のみならず、広く一般にも的確に伝えていく。

また、少子高齢化の進展、首都圏への一極集中等我が国と同様の課題を有する韓国との情報交換等を行うほか、地域未来戦略に関連した国際的なイベント等の機会を捉えるとともに、日本の様々な魅力を海外に発信するクールジャパンやSDGsなどの取組等とも連携し、地域の魅力や持続可能性の向上等を実現している地域づくりの事例などモデルとなる取組を海外に発信・展開する。

さらに、地域未来戦略の推進及び実現に資するべく、新たな表彰事業の企画

【別紙3】

及び開催を行う。

また、人口減少対策を総合的に推進するために設置された人口戦略本部や、地域の関係者や有識者が議論し、共に地域の働き方・職場改革等の推進を支援するために設置された地域働き方・職場改革等推進会議等に関する業務について、関係府省と連携し、その一員として取り組む。

2. 地域の課題解決、成長促進に向けた民間資金の新たな流れの創出

強い地域経済を目指す地域未来戦略においては、従来の地方創生にも増して、国・地方・民間の協働・連携が重要である。特に、地域の事情に精通し、地域の内外に様々なネットワークを有する金融機関には大きな役割が期待される。

国は、地域の課題解決、成長促進に向けた民間資金の新たな流れを創るため、地域課題解決への金融機関の主体的な連携・参画を後押しする。

このため、関係省庁等と連携しつつ、地域の人材不足・デジタル化への対応や自治体と連携したまちづくりへの参画などを始めとした金融機関による取組の支援策を推進するとともに、金融機関による特徴的な取組の発信や金融機関と自治体との連携に係るノウハウ提供等を通じて、金融機関の地方創生に向けた取組を後押しする。

3. 地方創生に関する総合戦略に基づく施策の推進

強い地域経済を目指す地域未来戦略においては、従来の地方創生に引き続き、若者や女性にも選ばれる地域づくりを、地域に関わる政策の基本的な姿勢・視点として重視し、議論や検討の場に、若者や女性の参画を確保し、当事者である若者や女性の視点を取り入れ、地域社会の多様性を高めることで、地域産業やサービスの革新、持続可能な成長力の強化につなげることが重要である。

また、地域未来戦略の推進を踏まえ、国民の暮らしと安全を守ることに資する取組として、小規模であっても年齢や障がいの有無を問わず様々な人々が集い、それぞれが持つ能力を希望に応じて発揮し、生きがいを持って暮らすことができる場等を整備することが重要である。こうした取組を通じて、誰もが居場所と役割を持つ全世代・全員活躍型のコミュニティづくりを実現するとともに、関係府省庁と連携し、地方公共団体による取組を推進する。

さらに、地域を担う人材の育成に向け、地域のステークホルダー同士のつながりを構築しながら、地域課題の解決を目指す「地創塾」を開催し、各地域に

【別紙3】

おける好事例の横展開を図る。

(求められる能力)

- ・地域未来戦略を推進する上で必要となる地域経済・地域金融、また行政と民間の連携に関する深い知見やその知見をもとにした施策を着実に実行に移せるような行政経験を含めた高度な企画・立案能力及び地方公共団体、産業界、教育・研究機関など様々な主体間との高度な調整能力
- ・クールジャパン、SDGs などに関する深い知見やその知見を着実に実行に移せるような行政経験を含めた高度な企画・立案能力、地域未来戦略という政府の重要政策について、政府一体となって戦略的に取り組み、海外展開を図っていく上で必要となる高度な企画・立案能力、各府省庁等をはじめとした様々な主体間との高度な調整能力
- ・女性・高齢者など多様な生活者のニーズや理解に裏打ちされた地域づくりに関する深い知見と、その知見を着実に実行に移せるような行政経験を含めた高度な企画・立案能力
- ・その他その時々状況を踏まえて変化しうる重要政策に柔軟に対応し、これを推進するために必要となる高度な企画・立案能力、各府省庁等をはじめとした様々な主体間との高度な調整能力

(任期)

- ・原則として2年間とする。
- ・任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙 4】

公募する内閣審議官（領土・主権対策企画調整室長）の職務内容

領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するとともに、内閣府北方対策本部との連携を図るために設置された領土・主権対策企画調整室の室長として、政府一丸となった領土・主権をめぐる内外発信の強化を図るため、以下の業務に取り組む。

1 領土・主権をめぐる内外発信に係る関係機関等との緊密な連携

領土問題担当大臣の下で、「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」（関係府省庁の審議官クラス等で構成）の運営、また、自民党領土に関する特別委員会への対応や関係国会議員との緊密な連絡・調整などを通じて、領土・主権をめぐる内外発信に係る諸課題について、関係機関と緊密に連携し、効果的な内外発信を推進する。

また、島根県「竹島の日」記念式典、石垣市「尖閣諸島開拓の日」記念式典等における政府の対応について総合調整を行う。

2 領土・主権展示館を拠点とした情報発信の強化・推進

昨年4月の展示リニューアル、11月に拡張オープンを行い、大幅なリニューアルを完了した領土・主権展示館（東京・虎ノ門）については、我が国の立場についての正確な理解を浸透させる情報発信の拠点であるところ、周知・来館の促進をはじめ、地方巡回展の実施、地方の展示施設などへの支援、ウェブ上の情報発信の充実に取り組む。若い人への周知・来館促進、特に修学旅行など学校団体の活用を目的とした取組や、また、観光客等一般の方への来館促進のため、これまで下記のような取組を行ってきたところ、引き続きこのような取組を精力的に展開する。

3 その他

領土や主権に関する問題について関心が高まり、国会等の場で政府の情報発信のあり方が問われる機会も増えている中で、政府の立場や取組について、適切に発信・説明を行う。また、情報発信の取組等を通じ、関係機関、関係地方公共団体とより一層の緊密な連携を図るほか、領土・主権に係る我が国の立場をより客観的かつ説得力のあるものとするため、国際法、国際関係論、郷土史など関係分野における有識者との円滑な協力関係を構築し、その識見を生かした調査・研究を進める。

（求められる能力）

- ・領土・主権展示館を拠点とした内外発信を充実・発展させていくためのビジョンと実行力
- ・関係政務や与野党関係者、各府省庁、関係地方公共団体、有識者への高い説明能力と円滑な調整能力
- ・各府省庁等からの出向者を束ねて業務を進めるリーダーシップ、マネジメント能力

【別紙4】

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。

【別紙5】

公募する内閣参事官（領土・主権対策企画調整室参事官）の職務内容

領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するとともに、内閣府北方対策本部との連携を図るために設置された領土・主権対策企画調整室において、室長たる内閣審議官を補佐し、以下の業務に取り組む。

1 領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画・立案

我が国の領土・主権をめぐる問題に関して、国内外において我が国の立場に係る正確な理解が浸透するよう、国内広報（昨年大幅なりニューアルを完了した領土・主権展示館の運営と周知・来館の促進及び地方巡回展を含めたその発信機能の強化、インターネットを活用した広報の充実及び領土教育の推進その他の政府機関・地方公共団体等と連携した啓発事業の実施）、対外発信（領土・主権をめぐる問題に関する海外セミナーの開催その他の国際社会に向けた発信）及び調査研究（関係資料・文献の調査・活用）等について、室内を取りまとめ、効果的な施策を立案・推進する。

領土・主権展示館（東京・虎ノ門）については、昨年4月の展示リニューアル、11月に拡張オープンを行い、大幅なりニューアルを完了しており、リニューアルを機として若い人への周知・来館促進、特に修学旅行など学校団体の活用を目的とした取組や、また、観光客一般の方への来館促進のための取組をこれまで行ってきたところ（下記参照）、引き続きこのような取組を精力的に展開する。

○学校団体活用のための取組

- ・全国のすべての学校へのポスター等の送付
- ・各地の校長会での説明
- ・学校関係者向けの領土・主権展示館見学会の開催
- ・教育旅行を取り扱う旅行会社への働きかけ
- ・地方自治体教育関係者の来館の働きかけ 等

○一般の方（観光客等）来館のための取組

- ・JR東日本や東京メトロなどでのポスター掲示や動画広告、羽田空港でのPR動画放映
- ・地方自治体の庁舎ロビーなどでのポスター、チラシ等の掲示・配布
- ・パッケージツアーに組み込んでもらえるよう旅行会社への働きかけ 等

2 関係府省庁に対する総合調整、関係地方公共団体等との連携・協力

領土・主権をめぐる内外発信に係る諸課題について、「領土・主権をめぐる内外発信に関する総合調整会議」等を通じて、関係府省庁に対する総合調整を行う。また、領土・主権をめぐる内外発信に関す

【別紙5】

る施策の効果を高めるため、政府機関のみならず、関係地方公共団体や知見を有する民間機関、有識者等との連携・協力を進める。

3 内部管理（予算・人事・文書管理等）に関する業務の統括

領土・主権対策企画調整室が開設している領土・主権展示館の運営経費を始めとして必要な予算を確保・執行するとともに、室員の人事に関し関係府省庁の人事当局と連絡・調整を行うほか、公文書の保存等を適切に行うなど、内部管理・運営に係る業務を統括する。

（求められる能力）

- ・ 領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画・立案能力
- ・ 関係政務、与野党関係者、関係府省庁、関係地方公共団体等への説明能力と調整能力
- ・ 国会、予算・組織、人事、文書管理等に関する知見・実務経験
- ・ 柔軟な発想力と着実な実行力

（任期）

原則として2年間とする。

任期終了後は原則として出身府省庁に復帰するものとする。